確認事項

エムポックスについては、令和４年７月から令和５年５月まで、ＷＨＯから「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」が宣言され、国内の検査、診療体制の整備を進めた経緯があるが、今回、コンゴ民主共和国等での感染拡大について、８月 14 日（日本時間８月 15 日）に、再びＷＨＯから「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことから、政府として、当面、次の措置を講ずる。

１．国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、ＷＨＯや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。

２．在外邦人を含めた国民のり患を防止することを目的として、ウイルスの感染力や病原性、感染防止策、感染が疑われる際の受診方法等に関する的確な情報提供及び出入国者に対する情報提供や注意喚起を確実に実施する。

３．感染が疑われる患者への対応に備え、国内においてすでに整備されている検査体制及び患者の受入体制等を維持する。